

労働相談



ご存じですか。東大阪市では労働相談を実施しています。

労働者の方や事業主の方からの**労働問題に関する困りごと**に相談員がお答えします。

- 労働契約や就業規則について教えてほしい。
- 賃金、残業代を支払ってもらえない。
- 予告なしに解雇された。退職勧奨された。
- パートや派遣や契約社員も雇用保険に加入できますか？
- パートや派遣や契約社員も有給休暇を取得できますか？
- 工作中的のケガや通勤途上の事故で労災保険の給付を受けられますか？

など、困っていることについて、専門相談員にお気軽に相談していただけます。

※就労先の紹介やあっせんは行っていません。



相談無料 相談内容など個人の秘密は守られます。

午前9時から12時、午後1時から4時まで
(土・日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

06-4309-3179

※専門相談員が出張している場合がありますので、
事前にご連絡をお願いします。

お問い合わせ

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

東大阪市経済部労働雇用政策室 06-4309-3178